

奈良県告示第三十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和三年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
早田 義宏	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 ○番地	心臓血管外科 （心臓機能障 害）	令和三年四 月二十六日
福永 千佳	医療法人和幸会阪 奈中央病院	生駒市俵口町七四 一番地	小児科（心臓 機能障害）	令和三年四 月二十六日
横山 昇平	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 ○番地	脳神経外科（ そしやく機能 障害）	令和三年四 月三十日
西村 文彦	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 ○番地	脳神経外科（ そしやく機能 障害）	令和三年四 月三十日
野寺 裕之	公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇 ○番地	脳神経内科（ そしやく機能 障害）	令和三年四 月三十日